

— 第1回 上志比地区区長会 —

会 議 資 料

日 時 令和6年2月5日(月)
午後7時から

場 所 上志比支所 会議室

— 永 平 寺 町 —



— 会 議 次 第 —

日時 令和6年2月5日(月)午後7時から

場所 上志比支所 会議室

1 開会

2 町長あいさつ

議長あいさつ

3 町民指標唱和

4 委嘱書交付式

5 報告及びお願い事項

(1) 総務課

①主な行事予定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

②区から選出を依頼する委員等について・・・・・・・・・・・・ P 3

③町内会等に対する補助事業について・・・・・・・・・・・・ P 4～7

④区長会役員にお願いする職務について・・・・・・・・・・・・ P 8

⑤総務課からの報告・お願い事項について・・・・・・・・・・・・ P 9～10

⑥交通災害共済について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11

⑦事務組織構図・主な業務について・・・・・・・・・・・・ P 12

(2) 防災安全課

①個別避難計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13～14

②永平寺町自主防災組織等補助金事業の概要について・・・・ P 15～16

(3) 総合政策課

①永平寺町公式 LINE 登録について・・・・・・・・・・・・ P 17

(4) 住民税務課

①確定申告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18

②住民税務課からのお知らせ・お願い・・・・・・・・・・・・ P 19

③「町民清掃の日」について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20

(5) 福祉保健課

- ①地域包括ケアシステムについて・・・・・・・・・・・・・・・・ P 21～22
- ②高齢者 SOS ネットワークについて・・・・・・・・・・・・ P 23
- ③赤十字活動および会費（活動資金）募集について・・・・・・・・ P 24

(6) 子育て支援課

- ①永平寺町遊具整備費補助金事業の概要について・・・・・・・・ P 25

(7) 農林課

- ①地域計画について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 26～27
- ②農業委員会の委員の募集について・・・・・・・・・・・・ P 28

(8) 商工観光課

- ①永平寺町大燈籠ながしについて・・・・・・・・・・・・・・・・ P 29

(9) えい住支援課

- ①移住定住施策の周知について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 30～31
- ②空き家等の情報確認依頼について・・・・・・・・・・・・ P 32
- ③宅地造成候補地情報提供のお願い・・・・・・・・・・・・ P 33

(10) 学校教育課

- ①小中学校登下校時の見守りについて・・・・・・・・・・・・ P 34

(11) 消防本部

- ①消火栓器具の点検整備について・・・・・・・・・・・・ P 35

(12) 議会事務局

- ①永平寺町議会からのお願い事項・・・・・・・・・・・・ P 36

(13) その他

- ①永平寺町社会福祉協議会からのお願い・・・・・・・・・・・・ P 37

6 質疑応答

7 役員選出

会長

副会長

8 新会長あいさつ

9 閉会



永平寺町民指標

私たち永平寺町民は、美しい環境を守り、歴史と文化を大切にし、愛情に満ちた町を築きます。すべての町民が健康で安心して暮らせるふるさとを創ります。次の指標を私たちの合言葉とします。



えがお 笑顔で か あいさつを交わしましょう



いづく 慈しみの心を育てましょう



へいわ 平和なくらしと しぜん 自然を守りましょう

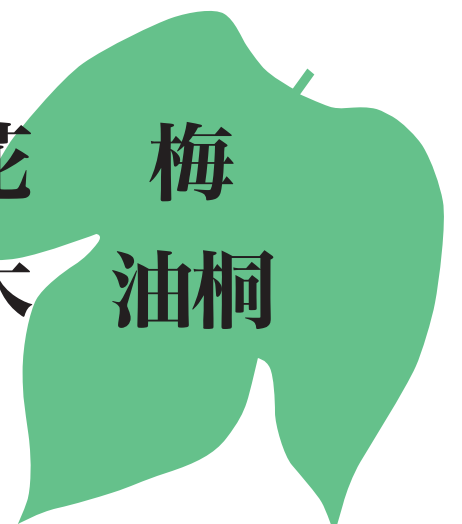


いつでも かんしゃ 感謝の気持ちを持ちましょう



じしん 自信と ほこ 誇りを かつりよく 持ち きず 活力ある町を築きましょう

町の花 梅
町の木 油桐



令和6年度の主な行事予定

R6.1.25現在

月	日	曜日	内 容	会 場
4月	21	日	町民清掃の日	町内全域
6月	2	日	永平寺町水防訓練	永平寺地区(永平寺河川公園)
8月	24	土	永平寺町大燈籠ながし	永平寺河川公園
10月	26,27	土・日	永平寺町文化祭	未定
1月	5	日	永平寺町消防出初式	ふれセン・鳴鹿山鹿九頭竜川右岸
3	9 (予定)		永平寺町はたちのつどい	未定

※新型コロナウイルス感染症の状況により、行事が延期または中止となる可能性がございます。

区から選出を依頼する委員

委員等名(担当課)	人数	任期	期 間	業務内容
明るい選挙推進委員 (総務課)	選出地区より 1名	2年	R6.4.1～R8.3.31	主に選挙時における町内ショッピングセンター等での街頭啓発活動への参加。(投票に来て下さい等の呼びかけ・啓発物の配布)その他投票立会人としての依頼や選挙標語・ポスターの審査、研修会への参加等。
自主防災組織代表 (防災安全課)	1名	長期継続的にお願いします		<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報発令時の町との連絡 ・避難行動要支援者(高齢者、小さな子供連れ等)に対する救援 (各地区によって対応が異なると思いますので、組織として計画を確立して下さい) ・各地区の避難所開設および運営(必要に応じて区長と協議して下さい) ・各地区の避難訓練の計画・実施(自主防災組織活動費・資機材整備費補助金を活用ください)
保健推進員 (福祉保健課)	1～2名	2年	R6.4.1～R8.3.31	保健推進員は、保健計画に基づく活動として、健康づくりに関する研修にて自身の知識を高め、住民健診やがん検診の普及啓発活動をして頂いております。 また、各地区が主体的に取り組む健康づくり事業の推進役としても活動していただいております。
環境美化推進員 (住民税務課)	50世帯 毎に1名 (最大2名)	1年	R6.4.1～R7.3.31	<ol style="list-style-type: none"> ① ごみの分別収集指導に関すること ② 不法投棄廃棄物を発見した場合の役場への連絡 ③ 地区で実施した環境美化活動の役場への報告
社会教育推進委員 (ふるさと学級長) (生涯学習課)	1名	1年	R6.4.1～R7.3.31	社会教育活動の推進。(伸びゆく永平寺町民運動事業・住みよいまちづくり推進モデル地区指定助成事業への取り組み及び報告)
女性連絡協議会連絡員 (生涯学習課)	加入地区 より1名	1年	R6.4.1～R7.3.31	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の女性の活動を実施(講座など) ・女性連絡協議会主催で実施する講座の企画 ・女性連絡協議会企画講座のお知らせを地区の女性に案内 ・地区講座助成金、地区活動助成金の申請
公民館運営委員 (生涯学習課)	担当地区 ごとに1名	2年	R6.4.1～R8.3.31	地区町民の代表として、公民館活動の活性化の手助けをしていただく。 <ul style="list-style-type: none"> ・公民館運営委員会(会議)への参加 ・地区公民館まつりや永平寺町文化祭の企画・運営

※詳細については、各担当課までお問い合わせください。

令和6年 町内会等に対する補助事業一覧

補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
1 町有地維持管理事業	町有地において地域住民が草薙作業をすることに対して助成する。	1㎡あたり30円 年2回まで	契約管財課 61-3924
2 自治会管理防犯灯補助事業	自治会内に新規で設置するLED防犯灯の設置費用(支柱も含む)、または、LED以外の防犯灯からLEDの防犯灯に変更する設置費用に対し助成する。ただし、その電気料及び修繕費については、自治会の負担とする。(申請書の受付期間を原則、当該年度4月1日～12月27日までとする。)	限度額 10万円	防災安全課 61-3951
3 自主防災組織等補助金 (活動費補助金)	自主防災組織が防災活動に必要な経費に対して助成する。(自主防災訓練の経費、啓発活動の経費、地区住民の対応に必要な経費)(申請書の受付期間を原則、当該年度4月1日～12月27日までとする) ※事前申請	対象経費の100% 限度額 2万円	防災安全課 61-3951
4 自主防災組織等補助金 (資機(器)材購入費補助金)	自主防災組織が資機材を購入するために必要な経費に対し助成する。 (申請書の受付期間を原則、当該年度4月1日～12月27日までとする) ※事前申請	避難用資機材80% 救出・救助用資機材・その他50% 限度額 30万円	防災安全課 61-3951
5 防犯カメラ設置補助金	自治会内の犯罪防止を目的に特定の場所に継続的に設置されるカメラで、自治会が防犯カメラを新規で設置する事業に要する経費に対して助成する。ただし、保守、修理、電気料金などの維持管理に係るもの及び振込手数料については、自治会の負担とする。(受付期間は原則、当該年度4月1日～7月31日までとする)	対象経費の100% 限度額 15万円	防災安全課 61-3951
6 戸別受信機購入費補助金	戸別受信機及びアンテナを新規で設置する費用に対し助成する。 (戸別受信機及びアンテナ等工事費を対象とし、修理、コンセントの設置、乾電池購入、アンテナ設置に係る支柱の設置にかかる費用は対象外)	対象者負担額 非課税世帯 約2万円負担 非課税世帯以外 約3万円負担	防災安全課 61-3951
7 老朽空き家等解体補助金	町内の老朽化した住宅等を解体する方に解体費の一部を補助(強風時など、住宅から瓦やタン等が飛散し近隣住宅へ危害を及ぼす不良空き家等)に対し補助を行う) 受付期間は令和6年7月31日まで ※事前申請	解体費用の1/3を補助 老朽空き家 限度額50万円 準老朽空き家 限度額30万円	防災安全課 61-3951
8 地区コミュニティ会館整備支援事業	地区コミュニティ会館(集落センター等)の新築・増改築に要する経費を助成する。	新築 補助率 1/3(県補助あり2/3以内) 限度額 500万円(県補助あり1,000万円) 修繕 補助率 1/3(県補助あり2/3以内) 限度額 300万円(県補助あり450万円) バリアフリー 補助率 1/3 限度額 30万円 空調設備工事(令和5年4月1日施行) 補助率 1/3 限度額 30万円	総合政策課 61-3942

令和6年 町内会等に対する補助事業一覧

補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
9 一般コミュニティ助成事業	宝くじの社会貢献事業として、地域コミュニティ活動に直接必要な設備・備品等(建築物、消耗品は除く)の整備に対し助成する。 令和6年度は、令和7年度実施事業についての申請を受付ける。申請時期は、例年8月～10月。助成内容は変更となる場合あり。	助成金 100万円から250万円	総合政策課 61-3942
10 コミュニティセンター助成事業	宝くじの社会貢献事業として、地域コミュニティ活動を推進し発展を図ることを目的とした集会施設の建設または大規模修繕等の整備に対し助成する。 令和6年度は、令和7年度実施事業についての申請を受付ける。申請時期は、例年8月～10月。助成内容は変更となる場合あり。	補助率 対象事業費の3/5 限度額 1,500万円	総合政策課 61-3942
11 廃棄物施設整備事業	町内会の廃棄物施設(ごみ集積場)に要する経費に対し助成する。 (新設・入替は町区内のごみステーション数により単年度に補助できる施設数が異なる) (修繕・補修は施設の維持に必要な部材の取替、付帯設備の追加に関するものとする)	新設・入替 1施設あたり 限度額 10万円 修繕・補修 1地区あたり 限度額 3万円	住民税務課 61-3945
12 古紙回収推進事業	地域・団体等が実施する古紙回収に対し奨励金を支給する。 古紙等(新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ等対象)	古紙類1Kg当たり4円	住民税務課 61-3945
13 野良猫不妊手術に係る助成事業	野良猫の被害対象区域住民からの申請により手術費を一部助成する。 自治会長(区長)による野良猫である確認が必要となる。	野良猫不妊手術費用に係る一部助成 オス1匹:5千円 メス1匹:9千円	住民税務課 61-3945
14 永平寺町遊具整備費補助金	町内会または自治会等が管理している遊具を新設・修繕・入替に要する費用に対し助成する。	(整備に要する経費) 補助率 1/2 最高補助限度額 30万円	子育て支援課 61-7250
15 林道維持管理事業補助金	地元林道の維持管理(側溝の土砂上げ、草刈等、機械による施工)を地域住民が共同で取り組むことに対して助成する。	側溝の土砂上げ、草刈等: 500m当たり1万円 限度額 2km 4万円 機械施工: 限度額 30万円	農林課 61-3947
16 山ざわ森林整備事業補助金	人家や道路など、重要なインフラに隣接する山ざわの危険木の伐採や間伐等の森林整備を支援し、山ざわ森林整備の促進を図る。(対象森林は地域森林計画に記載された森林である必要がある為、対象になるかは、農林課へお問い合わせ下さい。)	補助率:100% 1申請あたり限度額400千円(1千円未満の端数は切り捨て)	農林課 61-3947

令和6年 町内会等に対する補助事業一覧

No.	補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
17	有害鳥獣対策地区協力補助金	町内の地域における鳥獣被害対策の促進及び育成・強化を図り、鳥獣被害を最小限に食い止めるため、地域の鳥獣被害対策にかかる費用の支援を行う。補助対象地区は、町内の地域で、鳥獣被害対策地区リーダー(鳥獣被害対策実施隊員)を選出し、鳥獣被害対策地区リーダーを中心に、鳥獣被害対策組織を設置した地区に対して助成する。	<p>本補助金の補助上限額は10万円とする。 (1千円未満の端数は切り捨て)</p> <p>○補助率: 10/10 ・鳥獣被害対策に係る研修および啓発にかかる費用 ・鳥獣の追払いに係る消耗品費(爆竹、ロケット花火等)</p> <p>○補助率: 1/2以内 ・鳥獣の追払いに係る備品購入費(電動ガン、パチンコ等) ・鳥獣を寄付けないための対策に係る費用(放任果樹の除去に係る費用等)</p>	農林課 61-3947
18	地域をつなぐ河川環境づくり推進事業	町内河川の堤防及び河川内を地域住民の協力により河川堤防の草刈活動を行い、それにかかる経費の一部を助成する。 ※県管理の河川のある地区が対象	作業人数及び経費によって補助額を決定 限度額 7万円	建設課 61-3948
19	原材料費支給事業	自治組織等による施設(道路、道路に付随する排水路、道路法面)の維持管理に対し、原材料を支給する。	1地区限度額10万円	建設課 61-3948
20	除排雪作業用燃料支給事業	狭隘路線や防火水槽(消火栓)周辺、ごみ集積場など、地域住民が行う除排雪作業に対して燃料を支給する。 ※事前に燃料支給資格証の交付が必要 ※支給期間: 12月1日～翌年3月31日	油種: ガソリンまたは軽油 限度量: 1地区200リットル(2種合算)	建設課 61-3948
21	わがまち夢プラン育成支援事業	町内会、地域振興会等が自ら望むまちを自らの手で、夢を持って創り上げる活動を支援する。地域の活性化につながる事業、地域課題の解決を図る事業、資源を活かし地域の魅力を高める事業等を対象とする。	対象経費の2/3以内 限度額 20万円(1事業3回まで)	生涯学習課 61-3400
22	伸びゆく永平寺町民運動推進事業	町民指標の具現化をめざし、自分自身の努力で自らを向上させ、また、お互いの協力によって自分の住んでいる地域を、住みよくしようとするため、町内全地区でまちづくり運動を提唱するとともに、住みよいまちづくりに向けて取り組む地区に対し、その活動を支援する。事業内容により、Aプラン、Bプランの区分あり。	対象経費の1/2以内 Aプラン8万円限度 Bプラン3万円限度	生涯学習課 61-3400
23	地域づくり応援事業補助金	地域の自然、歴史、文化、観光、生活習慣等の地域資源を活かした住民相互扶助による自発的な地域づくり活動に資する各種催しや事業を支援する。地域振興会や複数の町内会が中心となる、おおむね永平寺町民で構成される団体を対象とする。	対象経費の1/2以内 限度額 100万円	生涯学習課 61-3400

令和6年 町内会等に対する補助事業一覧

No.	補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
24	青少年健全育成支援事業	宝くじの社会貢献事業として、青少年の健全育成に資するための、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業に対し助成する。 令和6年度は、令和7年度実施事業についての申請を受付ける。申請時期は、例年8月～11月(予定)。助成内容は変更となる場合あり。	助成金 30万円から100万円	生涯学習課 61-3400
25	地域づくり助成事業 活力ある地域づくり助成事業	宝くじの社会貢献事業として、地域の活性化に資するための、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業に対し助成する。 令和6年度は、令和7年度実施事業についての申請を受付ける。申請時期は、例年8月～11月(予定)。助成内容は変更となる場合あり。	助成金 200万円まで	生涯学習課 61-3400
26	消防施設補助金	消火栓での初期消火に使用する消防用ホース、管そう、スタンドパイプ、ハンドル及びこれらを格納する格納箱等の整備に要する経費に対し助成する。 ※事前申請となります。	①補助率 1/2 (整備に要する経費) ②補助率 2/3 (限度額 10万円) ・新設ホース格納箱用の消防用ホース ・8年以上経過した消防用ホース ①②を合わせた最高補助限度額 30万円	消防総務課 63-0119

※ 詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

令和6年 地区区長会役員にお願いする職務について

【1.役員の名称】

地区	地区区長会	永平寺町区長会連合会	福井県自治会連合会
松岡地区	会 長	会 長	理 事
	副 会 長	役 員	
	副 会 長	役 員	
	副 会 長	役 員	
永平寺地区	会 長	副 会 長	代 議 員
	副 会 長	役 員	
	副 会 長	役 員	
	副 会 長	役 員	
上志比地区	会 長	副 会 長	代 議 員
	副 会 長	役 員	

※永平寺町区長会連合会の**会長**は3地区で持ち回り。

※福井県自治会連合会の**理事**は3地区で持ち回り。

【2.お願いする職務】

●永平寺町区長会連合会

依頼する役員	委員等名称	内容
会長・副会長	九頭竜フェスティバル 実行委員会 副実行委員長	8月24日(土)開催(大燈籠ながし大施食法要の 参列、他当日の参加) 会議出席依頼 実行委員会(3回程度) 役員・企画委員会(3回程度) 各部会(2~3回程度) ※書面決議による場合もあります。
会長・副会長	地域公共交通会議委員	年に1~2回開催予定。不定期。
会長	永平寺町スポーツ協会 監事	4月上旬に会計監査を実施。
会長・副会長	各地区体育祭 副大会長	地区体育祭で開会式参列、閉会式参列(万歳三 唱、抽選会抽選)

●福井県自治会連合会

出席を依頼する役員	行事名	内容
理事	役員会	年3回程度
理事・代議員 町連合会役員	総会	決算・予算、講演会等(年1回)
理事・代議員 町連合会役員	代議員研修会	先進地視察等(年1回)
理事	知事と語る会	年1回

新型コロナウイルス感染症の影響により中止または書面決議となる可能性があります。

総務課からの報告・お願い事項

① 区長業務中の事故について

区長の皆様は、町の「町政支援員」として委嘱されております。万が一、委嘱事務中に事故があった場合には、保険に加入しておりますので、総務課までご連絡ください。

② 区長の報償について

毎年12月に役場から区長へ報償をお支払させていただいております。

金額については、均等割 30,000 円（諏訪間団地を除く）＋戸数割（戸数×1,000 円）から源泉徴収後の金額となっています。

また、お支払いの為に、区長様の個人口座とマイナンバーのご提出をお願いしております。後日、詳細を通知させていただきますので、よろしく願いいたします。なお、区長報償の支払いにかかる戸数とは区で把握している戸数となります。（区費をいただいている世帯等）

③ 区長名簿の提供について

地区内で行う工事や祭事、農地転用等の手続きで、業者等へ区長様の名前や住所をお伝えしています。また、その他の内容での請求がある際には、お電話で確認させていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

④ 地区要望について

地区や団体等から提出される要望につきましては、毎年4月頃から担当課が現地測量および概算設計額の算出を行い、庁内ヒアリングにおいて地域間のバランスや予算枠等を考慮した上で、実施箇所を決定しています。

道路の陥没等、緊急的な要望には随時対応しますが、それ以外の要望につきましては、毎年3月までを目処に提出していただきますよう、お願いいたします。

なお、要望に対する回答書は、7月と12月にお届けする予定です。

⑤ 区長配布物について

毎月第1、第3金曜日に区長配布をしています。区長の皆様には配布のご協力をお願いいたします。

全戸配布・回覧物の電子データを町ホームページに掲載しています。掲載時には、町 SNS 等でお知らせいたしますので町 LINE の登録をお願いいたします。地区で区長配布物（全戸配布）を希望されない世帯（全戸配布については HP データを確認することで紙が不要な方）が有りましたら（総務課までご連絡をお願いいたします。次回から配布させていただく数を変更させていただきます。

⑥ 区長会資料について

町のホームページにて、区長会資料及び区長依頼通知一覧（区長様に提出をお願いしている書類など）、各種申請書等を掲載いたしますので、ご利用ください。

⑦ 区長会の開催を年2回から年1回に変更することについて

例年、2回開催していましたが今年より年1回に変更させていただきます。なお、区長様におかれましては、補助金、要望書等で疑問がありましたら総務課までお問い合わせしていただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

永平寺町役場 総務課

TEL 0776-61-3941

交通災害共済 概要説明書

- ・ 本共済は1人年額500円の掛金をお納めいただき、万が一交通事故に遭われた際に見舞金をお支払いする制度です。
- ・ 掛金は掛け捨てとなっております。
- ・ 加入は任意であり、強制ではありません。
- ・ 申込ハガキは、**1月19日現在**のものとなっておりますので、ご了承ください。
(世帯員が増えた時は、手書きで追加記入して下さい)
- ・ 申込ハガキは2月16日(金)の区長配布日に、お配りする予定です。
- ・ 個人が直接、役場又は福井銀行へ申し込みをすることもできます。
申込先：総務課(本庁2階)・各支所窓口・福井銀行
- ・ 令和6年3月31日までに共済掛金を領収した場合、共済期間は、**令和6年4月1日から令和7年3月31日まで**となります。
(令和6年4月1日以降に加入した場合は、加入受付日の翌日～令和7年3月31日)
- ・ 区長様にお願いすることになります申込書の配布と回収、掛金の集金に關しまして、貴区に入られていないマンション・アパート等にお住まいの方については、本人さまのご住所へ役場から直接、申込書をお送りさせていただきます。
- ・ 事務取扱手数料として、当年度10月1日現在の加入者数に60円を乗じて得た額と、前年度2月1日現在の世帯数(県市町協働課「住民基本台帳にもとづく人口・世帯数等調」)に85円を乗じて得た額を比較し、交通災害共済組合から交付されます。同様の計算方法で、毎年12月に各区の口座にお振込みいたします。
- ・ その他、不明な点があれば総務課(0776-61-3941)までご連絡ください。

永平寺町役場 事務組織構図・主な業務

R6.1.25現在

◆永平寺町役場 本庁 〒910-1192 永平寺町松岡春日1丁目4番地 代表電話番号 Tel:61-1111

課(室)名	直通電話番号	主な業務内容
総務課	61-3941	人事、選挙、区長会、人権啓発、消費者行政、交通災害共済、情報公開、行政不服審査、ふるさと納税など
契約管財課	61-3924	入札及び契約・参加資格、指名委員会、工事検査、庁舎管理、財産管理、公用車管理、土地賃貸借支払、指定管理制度など
防災安全課	61-3951	地域防災計画の策定、防災、防犯、交通安全に関する事など
財政課 (行政改革推進室)	61-3933	予算の編成、財政計画など 行政改革に関する事
総合政策課 (情報政策室) (公共交通対策室)	61-3942	町政の総合的な企画・調整、地方創生、総合振興計画の策定、広報・情報発信、環境政策の推進に関する事など 行政改革に関する事システムの管理、デジタル化の推進、広域圏(電算)との連携 えちぜん鉄道・路線バスの利用促進、コミュニティバス、その他公共交通に関する事など
住民税務課 (債権管理室)	61-3945 住民窓口係 61-3944 町税係	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、諸証明、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険、 マイナンバーカード、一般廃棄物など 町税の賦課・徴収(住民税・固定資産税・軽自動車税・国保、各種税証明 町税や料金の滞納整理に関する事
福祉保健課 (健康長寿室) (保健センター)	61-3920 61-0111	高齢者福祉、障害者福祉、介護保険に関する事、福祉医療助成、生活困窮等に関する事など 高齢者の健康・生きがいづくりに関する事 健康づくり、健診、予防接種に関する事、母子健康手帳の発行や母子健康相談など
子育て支援課	61-7250	子育て支援に関する事、幼稚園・幼児園・認定こども園・児童館・児童クラブ・子育て支援センターの運営管理など
農林課	61-3947	農林水産業・食育地産地消・有害鳥獣対策・土地改良・農業委員会に関する事など
建設課	61-3948	土木工事の企画・測量・設計、道路除雪、公営住宅、公園に関する事など
えい住支援課	61-3922	都市計画、景観行政、宅地造成、移住・定住、企業誘致、屋外広告物に関する事など
会計課	61-3949	出納、決算、有価証券に関する事など
議会事務局	61-3950	議会運営など
学校教育課	61-3937	学校等の財産に関する事、学校給食、小中学校児童生徒の就学、入学・転校に関する事など
生涯学習課 (男女共同参画室)	61-3400	生涯学習・社会教育、文化財保護、公民館・体育施設・図書館の管理運営、スポーツの振興、国際交流、人権教育など 男女共同参画社会の推進、青少年健全育成・活動の推進など
町立図書館	61-7117	図書、記録、古文書、視聴覚資料その他必要な資料の提供・収集・保存など

◆永平寺支所 〒910-1292 永平寺町東古市第10号5番地

課(室)名	直通電話番号	主な業務内容
永平寺支所	63-3111	町民サービス、窓口業務、健康長寿クラブ、開発センターの管理運営貸出業務、永平寺地区に関する事など
商工観光課 (ブランド戦略室)	61-3921	商工業の振興、労働政策全般、観光情報の発信など ブランド戦略に関する事

◆上志比支所 〒910-1392 永平寺町栗住波第1号1番地

課(室)名	直通電話番号	主な業務内容
上志比支所	64-2211	町民サービス、窓口業務、健康長寿クラブ、上志比地区に関する事など

◆松岡上水道管理センター 〒910-1139 永平寺町松岡木ノ下2丁目201番地

課(室)名	直通電話番号	主な業務内容
上下水道課	61-0277	上水道、下水道、合併処理浄化槽に関する事など ※下水道(御陵地区)…五領川公共下水道事務組合(67-1602)

◆町内施設一覧

施設名	直通電話番号	施設名	直通電話番号	施設名	直通電話番号	施設名	直通電話番号
消防本部・消防署	63-0119	町立図書館 上志比館	64-3170	松岡総合運動公園 (you me/パーク)	61-3485	松岡子育て支援センター	61-0750
永平寺町保健センター	61-0111	松岡公民館	61-7222	上志比文化会館 サンサンホール	64-3170	永平寺子育て支援センター	63-3113
松岡福祉総合センター (翠荘)	61-0111	永平寺公民館	63-3111	永平寺緑の村 ふれあいセンター	63-4222	上志比子育て支援センター	64-3100
地域包括支援センター (本庁内)	61-6166	上志比公民館	64-2244	四季の森複合施設	63-2111	松岡河川公園	61-4010
永平寺老人福祉センター (永寿苑)	63-3868	松岡ふるさと学習館	61-6677	松岡児童館	61-0750		
町立図書館	61-7117	松岡農業構造改善 センター	61-3151	志比児童館	63-3113		
町立図書館 永平寺館	63-3112	松岡多目的センター (ざおう荘)	61-6900	上志比児童館	64-3100		

◆幼稚園・幼児園

園名	直通電話番号
吉野幼稚園	61-1520
松岡東幼児園	61-0346
御陵幼児園	61-2001
なかよし幼児園	61-1092
志比南幼児園	63-2298
志比幼児園	63-2307
志比北幼児園	63-2593

◆小・中学校

園名	直通電話番号	園名	直通電話番号	学校名	直通電話番号	学校名	直通電話番号
		上志比幼児園	64-2145	松岡小学校	61-0069	松岡中学校	61-0048
				吉野小学校	61-0228	永平寺中学校	63-2075
				御陵小学校	61-2004	上志比中学校	64-2040
				志比小学校	63-2009		
				志比北小学校	63-2504		
				志比南小学校	63-2040		
				上志比小学校	64-2029		

永平寺町個別避難計画の作成にあたって

個別避難計画を作成して、災害時の避難に備えましょう！

1. 個別避難計画とは

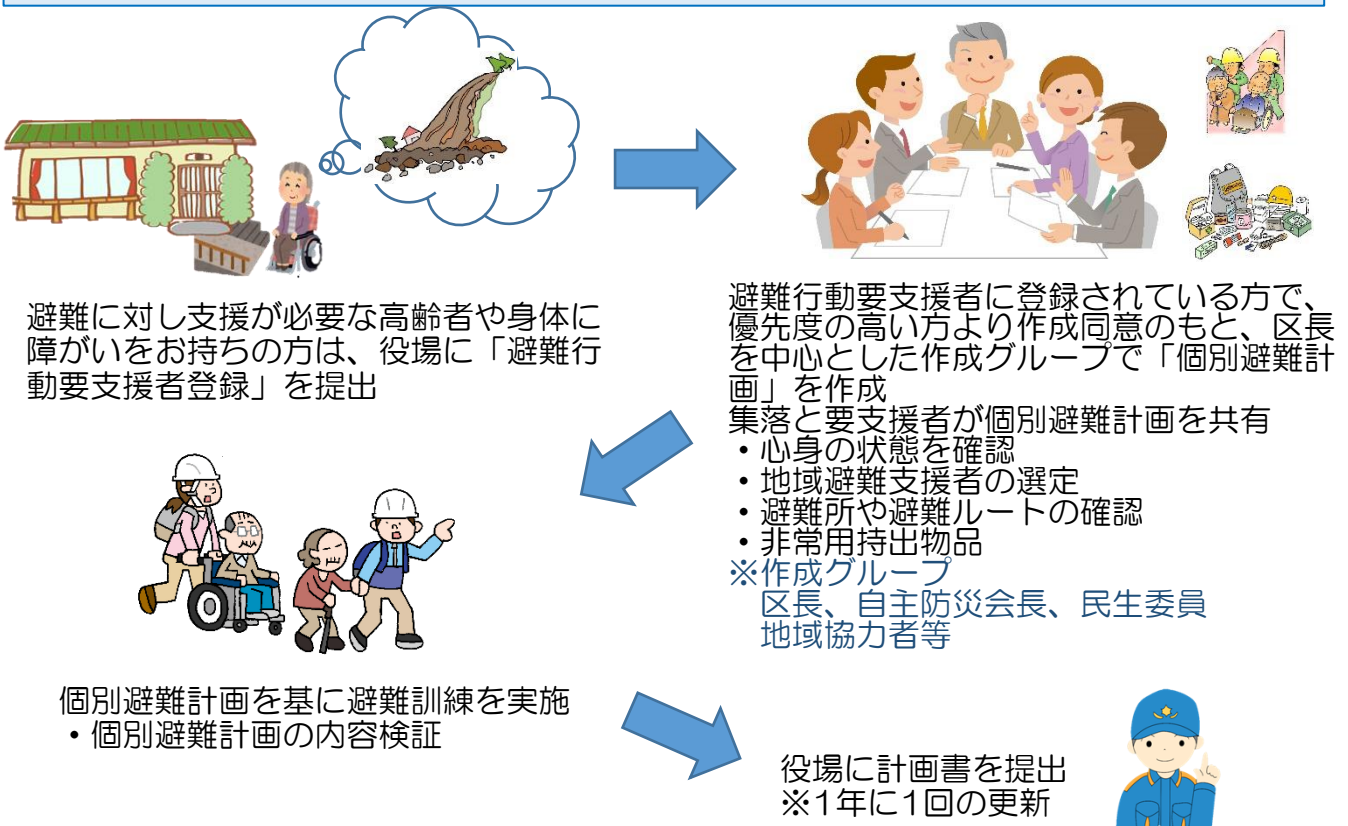
災害が発生または発生の恐れがある場合に、避難行動要支援者の方が、安全に避難行動ができるよう「避難先」「避難経路」「避難をしてくれる方」「持出物品」等を記載した計画です。

2. 個別避難計画の対象者は

町に避難行動要支援者登録（※別紙）がされている方で

- 要介護度3～5の認定者
- 身体障害者手帳1・2級の方
- 知的障害者（療養手帳㉠・A）の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 独居・高齢者世帯の方
- ハザードマップで危険な区域にお住まいの方
- 難病の方や自ら避難支援が必要な方

3. 個別避難計画の作成方法



提出用

避難行動要支援者登録申請（台帳）

同 意 欄

永平寺町長 様

私は、永平寺町避難行動要支援者制度に同意し、下記の台帳に登録するとともに、この情報を永平寺町、永平寺町消防本部、福井県、福井県警察、区長、自主防災組織リーダー、班長、民生（児童）委員、地域支援者に提供することに同意します。

令和 年 月 日

本人氏名 _____ 本人住所 永平寺町 _____

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日 連絡先（携帯電話など） _____

戸籍上の性別を記載してください（男・女） _____

<代理人が同意する場合>

代理人（代筆）住所 _____ 代理人（代筆）氏名 _____

(本人との関係) _____

記載項目記入欄

<災害時要援護者>

血液型 () 型 緊急通報システム (有・無) _____

- 本人の状況等 ※該当するものにチェックを記入
- ひとり暮らし高齢者（支援を必要としている者）
- 高齢者のみの世帯（支援を必要としている世帯）
- 要介護者（介護度 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5）
- 身体障害者（ 肢体 視覚 聴覚 その他 等級 種 級）
- 精神手帳（1級・2級・3級） 療育手帳（障害程度 A1・A2・B1・B2）
- 難病（ ）
- 妊婦
- その他（理由： ）

 特記事項 保健・医療・福祉サービスの受給状況

<家族構成・同居の状況>

 同居人数 _____ 人 独居 日中の状況 1人 高齢者のみ

<緊急時家族等の連絡先 ※連絡の優先順位で記入下さい>

① 氏名 _____ 続柄 () (同居・別居)

住所 _____ 連絡先(携帯電話等) _____

② 氏名 _____ 続柄 () (同居・別居)

住所 _____ 連絡先(携帯電話等) _____

<地域支援者 () の関係欄は、近所、知人等と記入下さい>

① 氏名 _____ 関係 () 住所 _____ TEL _____

② 氏名 _____ 関係 () 住所 _____ TEL _____

永平寺町自主防災組織等補助金 概要

補助金の種類は、＜活動費＞・＜資機材購入費＞・＜個別避難計画更新費＞の3種類あります。

＜活動費補助金＞※事前申請

自主防災組織 年度額 2 万円以内 千円未満斬捨て（事業費は 2 万円以上で可）

自主防災組織連絡協議会 年度額 4 万円以内 千円未満斬捨て（事業費は 4 万円以上で可）

補助率 自主防災活動に係る経費の 100%

※ 補助対象は別表 1

＜資機材購入費補助金＞※事前申請

自主防災組織 年度額 30 万円以内 千円未満斬捨て

補助率 避難用資機材 購入金額の 80%

救助・救護用資機材 購入金額の 50%

※ 補助対象は別表 2.3

自主防災組織連絡協議会 年度額 60 万円以内 千円未満斬捨て

救助・救護用資機材 購入金額 50%

※ 補助対象は別表 3

＜個別避難計画更新補助金＞※令和 5 年度より新設

自主防災組織 年度額 5 千円

地区住民による個別避難計画の更新作業に係る経費を補助

※防災安全課へ個別避難計画の更新を提出した組織が補助対象

別表 1（第 3 条関係）

区 分	内 容
自主防災訓練に必要な経費	初期消火訓練に係る経費、消火器の詰替え等 救出救助訓練に係る経費、材料費等 応急救護訓練に係る経費、講習材料、資材費等 炊出し訓練に係る経費、炊飯用具、材料費等 訓練要項及びパンフレットの作成に係る経費
啓発活動に必要な経費	講演会経費、パンフレット、研修会時の飲み物 (食事、酒類は除く)
地区住民(災害時要援護含む)の対応に必要な経費	名簿(地区居住録等)、災害時要援護者登録 防災マップ作成等に係る経費 ※但し、自主防災組織連絡協議会は防災マップ等作成等に限る。
その他の経費	その他、町長が特に必要と認める経費

別表2（第3条関係）

区 分		資機（器）材等	
表 1	避難 用資 機(器) 材	ヘルメット	世帯数分
		避難所看板・誘導看板	必要数
		誘導旗	避難誘導班員数
		非常用持出袋	世帯数分
表 2	救助 ・ 救護 等用 資機 (器)材	メガホン	サイレン付・避難誘導班員数
		トランシーバー	自主防災組織等各班数
		懐中電灯	ハロゲン強力ライト 避難誘導班員数
		救助工具セット	自主防災組織等救助班数
		チェンソー	自主防災組織等救助班数
		テント	2K×3K(4K) 20戸に1張・最高10張まで
		発電機	能力300W以上・20戸に1台・最高10台
		投光器	20戸に1台・最高10台
		大型救急箱	応急用資材・薬剤 区班数
		担架	二つ折り式 自主防災組織等救助班数
		リヤカー	折り畳み式 自主防災組織等救助班数
		ブルーシート	必要数
		非常用毛布	圧縮式 必要数
		簡易トイレセット	テント付 50戸に1台(最高10台)
		ポリタンク・給水袋	世帯数
		コードリール	20戸に1台(最高10台)
		防災倉庫	簡易型 防災組織に1棟
小型動力ポンプ	小型動力ポンプ格納庫含む		
その他、町長が特に認めたもの			

別表3（第3条関係）

区 分	防 災 資 機 材 等
可搬式動力ポンプ（C1クラス）・小型除雪機	
救助用具	発電機付投光器、温風機、炊き出し器、トランシーバー（中距離用）
救護用具	AED、給水タンク、水洗トイレ（テント付）、大型テント、車イス
資機材倉庫	コンテナ型
その他	その他、町長が特に認めたもの

登録してありますか？

永平寺町 LINE

公式



災害時の緊急情報

緊急時の避難情報や道路情報など、いち早く受信

町のイベント・生活情報

近日開催のイベントや生活に直結する情報を受信



町からの配布物お知らせ

月2回の町からの配布物をスマホで楽々チェック！



町民のみなさま、ITが苦手な人への登録サポートをお願いします

イチ ニー サン シ 1・2・3・4 で簡単登録！

① LINE 画面左下の  を選ぶ

② 画面右上の  を選ぶ

③ 画面の上、中央の  QRコード を選ぶ

④ 画面を  にかざす



上志比地区対象

令和5年分所得税確定申告・令和6年度町県民税申告
税の申告相談・受付について

申告期間 2月9日(金)～3月15日(金)

本年も所得税・町県民税の申告の時期となりました。申告時の混雑を避けるため、下記のとおり、地区ごとに申告相談日程を設定させていただきました。できるだけ指定された日時・会場にお越しくださいようお願いいたします。なお、2月16日(金)から3月4日(月)までの平日は、本庁で税理士による受付も行いますので、ご希望の方は本庁へお越しください。

●申告相談・受付の日程(地区別)

日 時	会 場	対 象 地 区	
2月9日(金)	9:00～16:00	上志比支所	栗住波・せせらぎ・牧福島
2月13日(火)	9:00～16:00	上志比支所	石上・市右エ門島
2月14日(水)	9:00～16:00	上志比支所	大野島・清水・大月
2月15日(木)	9:00～16:00	上志比支所	竹原
2月19日(月)	9:00～16:00	上志比支所	吉峰・藤巻
2月21日(水)	9:00～16:00	上志比支所	山王
2月25日(日)	9:00～16:00	本庁	町内全域
2月27日(火)	9:00～16:00	上志比支所	浅見・野中・北島
2月29日(木)	9:00～16:00	上志比支所	市荒川・中島
上記以外の期間中 (土・日除く)	9:00～16:00	本庁	町内全域

●申告に必要なもの

- ①マイナンバーカード(写)、またはマイナンバーの確認できるもの(写)+本人確認書類(写)(免許証など)
※代理で申告する方は、申告する方のマイナンバーカード(写)、
または申告する方のマイナンバーの確認できるもの(写)+申告する方の本人確認書類(写)
- ②令和5年中の収入(所得)などがわかる源泉徴収票または明細書等
- ③控除の種類に応じた領収書・明細書または証明書など
- ④還付がある人は本人名義の口座番号などがわかるもの
- ⑤昨年の申告書控え など

**所得がなくても
申告は必要です!**

受付順番予約システム

スマホアプリ「LINE」を利用して受付順番の予約ができます!

◎LINE町公式アカウント友だち追加→LINEから発券

◎申告会場にて発券

※申告する日の当日に予約をお願いします

※詳細は広報2月号をご確認ください

●申告しなくてもいい人とは・・・

- ①年末調整を受けた給与所得しかない人

※給与収入が2千万円を超える人、新たに所得控除等を受ける人は申告が必要です。

- ②高校生など18歳以下で収入のない人

●申告しなければならない人とは・・・

上記①②(申告しなくてもいい人)に該当しない人は、すべて確定申告または住民税申告をしなければなりません。「収入がなかった」「年金収入だけだった」「税金がかからない程度しか収入がない」という方も申告をお願いします。

●申告しないとどうなる?

申告をしないと、正しい税額を求めることができません。特に、年金受給者は障害者・寡婦控除などの申告がなかったことにより、住民税が課税となってしまう人も見受けられます。また、国民健康保険税など各種制度において軽減措置が受けられないほか、所得証明書が発行できない場合があります。

問合せ 福井税務署 ☎ 23-2690 役場住民税務課 ☎ 61-3944

次ページもご確認ください。

一部受付内容の廃止について

以下の所得は下記内容は役場会場では受付できません。

福井税務署（要予約）での相談または電子・郵送での提出をお願いします。

- 不動産や株式の譲渡に係る所得
- 利子所得や暗号資産等に関する所得
- 株式配当・利子に係る所得
- 雑損控除
- 初年度の住宅ローン控除

農業所得や医療費控除を申告する際は、事前集計をお願いします

農業所得の申告の際は、収入および経費は事前にご自宅で集計のうえお越してください。

領収書・レシートなどをそのまま持参される方が見受けられますが、帳簿または集計表に必ず事前集計をお願いします。**未集計の場合は申告受付をお断りする場合があります。**

記入方法などについて、ご不明な点がございましたら申告期間前に役場住民税務課までご相談ください。

郵送でカンタン！ 簡易申告書をご利用ください

例年、役場会場は1時間以上の待ちが発生するなど大変混雑します。

今年度より、書類（源泉徴収票など）からの簡単な転記で住民税申告書を作成できる「簡易申告書」を1月下旬に対象の方（例年、扶養控除のみなど簡易な申告のみをされている方）に発送いたしますのでぜひご利用ください。

スマートフォンを使った順番受付予約システムをご利用ください

役場各会場では、受付順番予約システムを導入しています。

スマートフォンからご自宅で順番予約でき便利です。ぜひご利用ください。

【利用の仕方】 ※詳細な利用方法は広報2月号に掲載予定です。

- ①永平寺町役場の公式LINEと友達になる
- ②トーク画面で「確定申告順番待ち」を選ぶ（2月上旬より利用可能）
- ③申告会場を選び、「発券する」ボタンを押すと番号札が発行される。

スマートフォンをお持ちでない方も、申告会場の発券機より番号札の発券が可能です。

発券時間 当日8：30～16：00

※発券は当日のみとなります。時間指定や事前予約はできません。

上場株式等の住民税の課税方式の選択について（申告不要制度の廃止）

令和6年度（今回の申告内容）より所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとなり、所得税と住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなります。

（例：源泉徴収ありの特定口座で取引される譲渡所得・配当所得について所得税の確定申告で申告分離課税を選択した場合、住民税では申告不要制度を選択できなくなります。）

これにより、扶養控除や非課税判定、各種保険料の算定に影響が出る場合がありますので、申告される場合はご注意ください。

また、上場株式に関する所得の申告の要否や損得についてのお問い合わせについてはお答えしかねますので、ご了承ください。

「町民清掃の日」について

6月の環境月間を前に、町内の環境美化や「住みよいまちづくり」の推進のために「町民清掃の日」の協力をお願いしております。

本年も例年同様4月の第3日曜日に実施しますので、ご協力をお願いします。

◆実施日 令和6年4月21日（日） 雨天決行
清掃時間 午前6時00分～7時00分頃まで
汚泥受入 午前8時00分～9時30分まで

◆実施場所例 地区内の幹線道路、河川敷、公園、側溝、広場等
◆実施内容例 ごみ拾い（空き缶、空きビン、一般ごみ）泥あげ等
◆ごみ・汚泥受入（ごみ）役場本庁および各支所 （汚泥）役場本庁北側駐車場

- 拾ったごみは、燃えるごみ、燃えないごみに分別して、受入場所へ午前9時30分までに搬入していただくか、地区ごとの収集日にあわせて各ステーションに出してください。
- 道路側溝等（農業用用水路は除く）の汚泥を回収した場合は、受入場所に午前9時30分までに搬入してください。（要事前申し込み）
（3月に案内と事前申し込み書を送付します。）

※ 清掃の日以外の受入はできませんので、必ずこの日に搬入してください。

廃棄物施設整備事業補助金について

区が新設・入替するごみ籠について1施設につき10万円を上限とする補助を行っています。また、区で行われるごみ籠の維持にかかる修繕・補修についても補助を行っています。対象は、①施設の維持に必要な部材の取替に関するもの、②現行施設の機能を維持させるための付帯設備の追加に関するもので、補助額は1地区につき3万円を上限とします。

補助の詳細については、お問合せ下さい。

不法投棄禁止看板の提供について

不法投棄への対策として不法投棄禁止看板を作成し、区へ提供しています。

看板の提供を希望される区は設置場所の所有者・管理者の承認をとっていただき、申し込みをお願いいたします。

お問合せ先 永平寺町住民税務課 電話 0776-61-3945(直通)

令和6年2月

区 長 各位

永平寺町福祉保健課長

在宅医療介護を支える「地域包括ケアシステム」地区説明会について

日頃より、保健・福祉行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、超高齢社会を迎え、永平寺町においても、3人に1人が65歳以上高齢者となり、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりは重要となっています。高齢者が介護の必要な状態になっても、自分が望む生活を送るためには、自分の住まいを中心に必要な医療・介護サービス及び専門職から地域の様々な人達が力を合わせ対応していく必要があります。このような環境づくりを、「地域包括ケアシステム」といいます。在宅生活を支える医療、介護サービスを含めた「地域包括ケアシステム」について、皆様への説明の機会を得たくご案内差し上げます。

下記をご利用いただき返信、またはご連絡をお願いします。

地区の皆様がお集まりになる機会に、30分程度のお時間をお願いします。

記

- 1 依頼内容 : 「地域包括支援システム」地区説明会
- 2 期 限 : 3月8日(金)を目途に調査票の返信をお願いします

永平寺町福祉保健課 担当：高嶋

永平寺町役場 福祉保健課 行

FAX : 0776-61-3464

TEL : 0776-61-3920

「地域包括ケアシステム」地区説明会 希望調査票

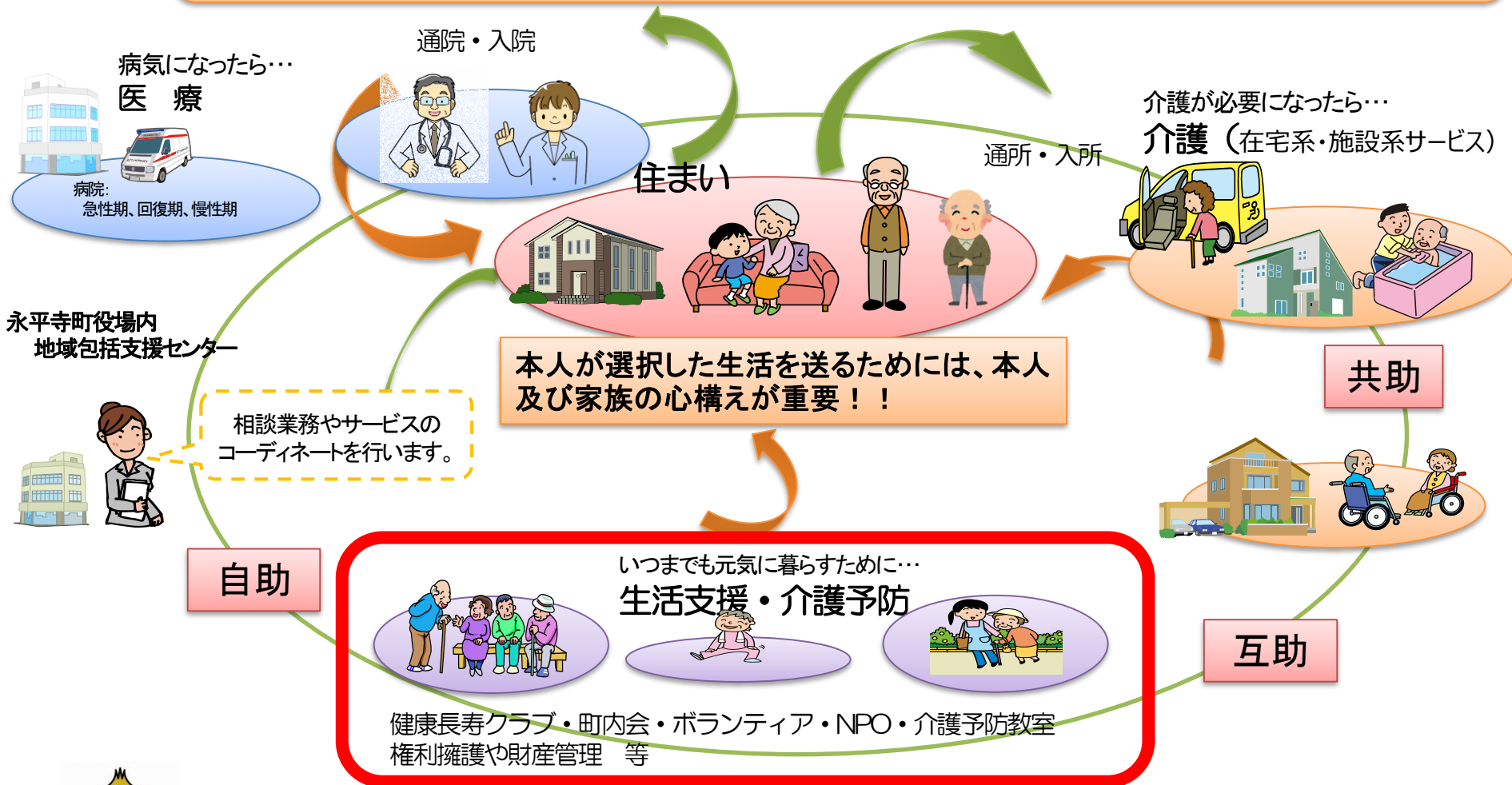
地区名	
連絡先	
説明会 開催希望日 (決まっている場合)	
未定の場合	
説明会 開催場所	

後日、日程調整のご連絡を差し上げます。

永平寺町地域包括ケアシステム



地域包括ケアシステムとは、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送ることができるような地域の体制のことです。必要なサービスや生活支援が一体的に提供される体制を目指しています。医療介護の専門職の力だけではなく、「お互い様」の支え合いの地域の力が不可欠です。



医療・介護等の専門職も地域での暮らしを支えてくれます。



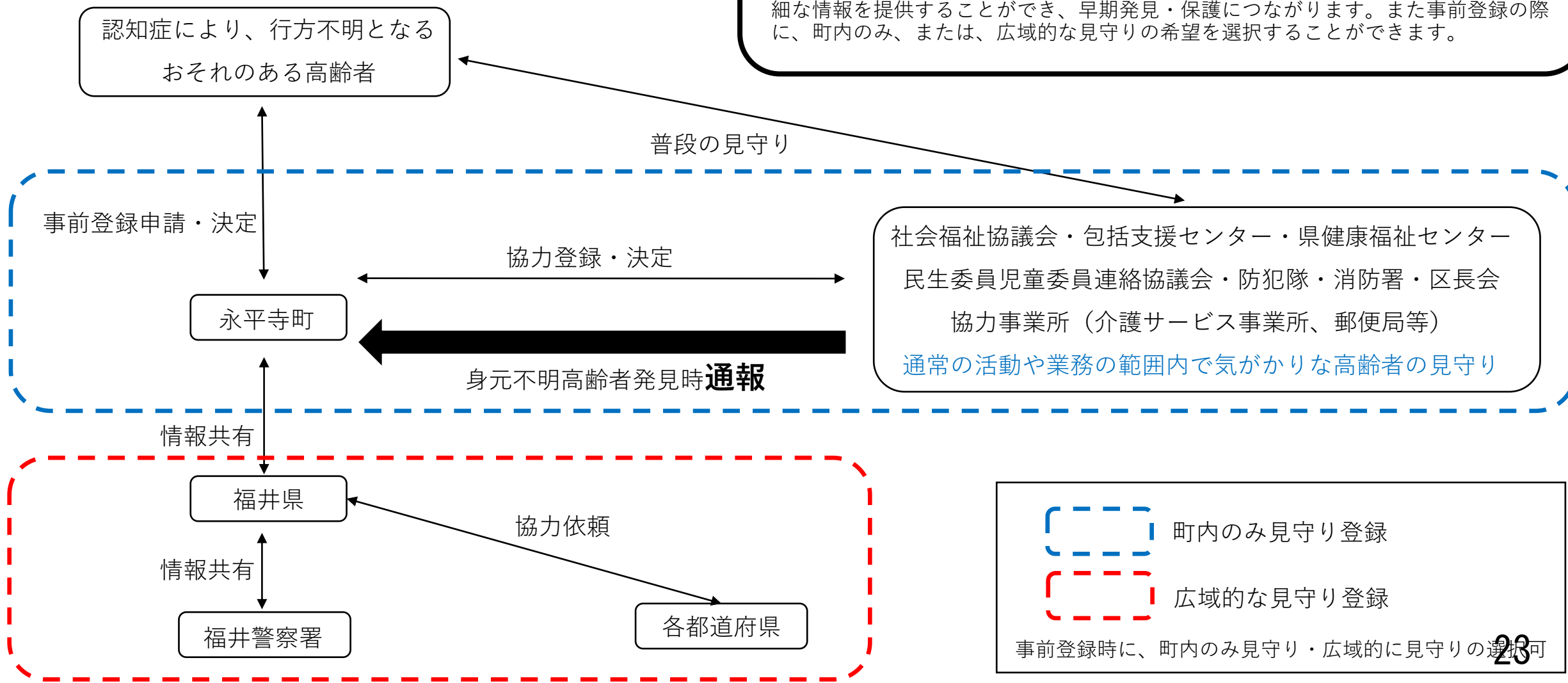
あなたも地域を支える側になりましょう。

高齢者SOSネットワーク

【高齢者SOSネットワークとは】

永平寺町や関係機関が連携し、認知症高齢者等が行方不明となった場合、速やかに発見・保護するためのシステムです。

65歳以上の認知症等により行方不明となるおそれのある方を対象とし、その方の写真や特徴を事前に永平寺町へ登録することで、いざという時、関係機関に速やかに詳細な情報を提供することができ、早期発見・保護につながります。また事前登録の際に、町内のみ、または、広域的な見守りの希望を選択することができます。



令和6年2月

区 長 各 位

日赤永平寺町分区長
河 合 永 充
(公印省略)

赤十字活動および会費(活動資金)募集のご理解とご協力について

余寒の候 貴職におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、赤十字事業および福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本赤十字社の活動は、災害救援活動のほか国際救援、医療事業、血液事業、救急法講習会事業等多岐にわたっており、これらの活動資金は、会員及び協力会員からいただく会費と法人、各種団体から寄せられる寄附金で支えられています。

毎年、5月には赤十字会費募集月間となっており、赤十字奉仕団員が各家庭を訪問しておりますが、団員が不在の地区におきましては、誠に恐縮ですが、区長様にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(個人会費募集について)

- ・毎年4月中に各区に募集に関する依頼文とチラシをお配りします。
- ・赤十字会費への説明を希望される場合は、福祉保健課までご連絡ください。

(赤十字奉仕団について)

- ・奉仕団員数が減少しています。災害救護等への活動に団員登録にもご支援ください。

募集実績	令和3年度実績額	3,527,489 円
	令和4年度実績額	3,363,244 円
	令和5年度進捗状況	3,107,579 円

お問い合わせ先

永平寺町 福祉保健課

住所：吉田郡永平寺町松岡春日1-4

Tel：0776-61-3920

Fax：0776-61-3464

永平寺町遊具整備費補助金事業の概要

補助対象

この補助金の交付対象は、町内会または自治会等が管理している遊具を新設・修繕・入替に要する費用に対し1/2助成します。上限は1地区につき30万円以内です。（また、1地区年1回の補助対象となります。）

申請の流れ

1. 様式第1号「永平寺町遊具整備費補助金交付申請書」の提出

様式第1号「永平寺町遊具整備費補助金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、経費の配分調書・見積書・位置図・現況写真を添えて永平寺町役場子育て支援課までご提出ください。

○記入要領（様式第1号「永平寺町遊具整備費補助金交付申請書」）

「1補助年度」欄については、実施する年度を記入してください。

「3-（3）概要」欄については、具体的にどの遊具をどうするのか記入してください。

「3-（4）事業期間」欄については、いつから実施していつまでに終わるのか予定を記入してください。

「4補助金等の交付申請額」欄については、対象事業費の1/2で上限30万円です。また、申請額は、千円未満切捨てとなります。

「5添付書類」を添えてご提出ください。

添付書類：経費の配分調書、見積書、位置図、現況の写真（2，3枚程度）

2. 様式第2号「補助金等交付決定通知書」の送付

書類審査後、補助金が交付される場合、役場より申請者宛てに「補助金等交付決定通知書」を「送付します。

3. 様式第3号「永平寺町遊具整備費補助金実績報告書」

と様式4号「永平寺町遊具整備費補助金請求書」の提出

施工完了後、施工業者へのお支払いが済みましたら、様式第3号「永平寺町遊具整備費補助金実績報告書」および様式4号「永平寺町遊具整備費補助金請求書」を提出してください。

○記入要領（様式第3号「永平寺町遊具整備費補助金実績報告書」）

「1補助年度」欄については、実施した年度を記入してください。

「4事業期間」欄については、実際に施工した日から施工業者に費用を支払った日を記入してください。

「5交付決定通知額」欄については、様式第2号「補助金等交付決定通知書」の補助金等の額を記入してください。

「6精算額」欄については、最終的な補助対象額の1/2で上限30万円かつ千円未満切捨てた額を記入してください。

「7成果」欄については、整備した結果どうだったのか具体的に記入してください。

「8添付書類」を添えてご提出ください。

添付書類：経費の配分調書、領収書（写し）、完成の写真（2，3枚程度）

○記入要領（様式第4号「永平寺町遊具整備費補助金請求書」）

補助金交付請求額をご記入してください。（千円未満切捨て）

振込先を記入してください。（原則、申請者の口座）

農業者や地域のみなさんへ

地域計画(人・農地プラン)のご紹介

地域の農地を次世代に 引き継ぎましょう！



- ◆ 5年後、10年後、地域の農地は誰が利用し、農地をどうまとめていくか
 - ◆ 地域の農業をどのように維持・発展していくか
- 若い方や女性を含め、幅広い意見を聴きながら、地域の関係者が一体となって話し合しましょう。

課題解決と一緒に取り組みませんか。

一方で、地域では、次の悩みの声があがっています。

- ◆ 農地を貸したいけど、受け手が分からない
 - ◆ 農地を借りたいけど、誰が相続しているのか分からない
 - ◆ 荒れている農地からの影響が心配で、対応に困っている
- ぜひ、協力してください。**みんなで地域農業を守りましょう。**



詳細はコチラから

地域計画

検索



市町村では、課題解決に向け、地域の農業・農地について話し合うため、みなさんと一緒に、関係機関（農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区など）と一体となって、
「地域計画の策定とその実行」 に向け取り組んでいます。

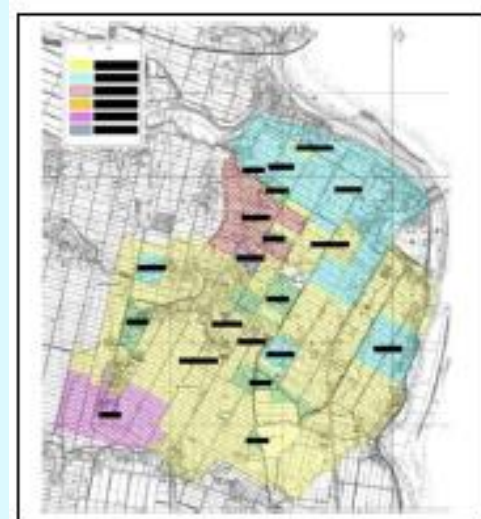
【地域計画とは？】

- 農業者や地域のみなさんの話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。
 おおむね10年後を見据え、担い手を含め、農地所有者、地域住民なども交えて、話し合うことが重要です。
 特に今後、地域で営農又は生活していく後継者などの若い方や女性の参加が大切です。
- 担い手がない地域では、地域計画にその旨を記載し、地域外から新たに農業を担う者を地域に呼び込むために活用しましょう。

地図を見ながら話し合いましょう。



将来の目標地図例



※徐々に作り上げていきましょう。

みなさんの地域でも、話し合いたいとお考えの際には、町、お近くの農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんに、ご相談ください。

地域計画の区域や目標地図に位置付けられた経営体には、いろいろな支援措置があります。

- ① **地域計画を策定した区域を対象とする支援措置**
- ② **目標地図に位置付けられた経営体を対象とする支援措置**

① 区域を対象とする支援

- ・強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・機構集積協力金のうち地域集積協力金
- ・農地耕作条件改善事業
- ・農山漁村振興交付金のうち中山間地域等農用地保全総合対策、最適土地利用総合対策



等

② 目標地図に位置付けられた経営体を対象とする支援

- ・農地利用効率化等支援交付金
- ・経営開始資金、経営発展支援事業
- ・スーパーL資金・農業近代化資金金利負担軽減措置



等

永平寺町農業委員会の農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。

募集期間 令和6年2月1日(木)～3月1日(金)

(募集要領)

※ 法令に基づき、受付期間の中間(2月中旬)及び受付終了後(3月初旬)に申込者等に関する情報を公開します。

項目	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	14人 ※区域の指定はありません	11人 ※別表の区域ごとの人数を募集
任期	R6年9月1日～R9年8月31日	委嘱された日(R6.9月の予定)～ R9年8月31日
主な職務内容	農業委員会総会(毎月開催)における農地の権利移動や転用に係る許可などの審議、現地調査、地域計画にかかる地域農業者などとの話し合い、担い手への集積・集約化の推進、新規就農者や参入者の支援など	農業委員会総会における農地の権利移動や転用に係る許可などへの意見申述、現地調査、地域計画にかかる地域農業者などとの話し合い、担い手への集積・集約化の推進、新規就農者や参入者の支援など
応募方法	下記の①又は②の方法で、規定の申込書に必要事項を記入し、永平寺町農業委員会事務局(本庁農林課内)に、R6年3月1日までに提出ください。(郵送可、3月1日必着) ①推薦による方法 農業者、農業者が組織する団体その他の関係者による推薦 ②応募による方法 個人による応募 ※申込書は、農業委員会事務局及び各支所に備えるほか、永平寺町HPからダウンロードできます。	
応募資格	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化に関する事項、その他の農業委員会の掌握事項に関し職務を適切に行うことができる方	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方
	※次のいずれかに該当する場合は除きます。 (1) 永平寺町の一般職員 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権していない者 (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	
報酬(年額)	120,000円 ※活動実績に応じて、加算部分あり	108,000円 ※活動実績に応じて、加算部分あり

※ 上記以外の募集要領は、永平寺町農業委員会募集要項で規定していますので、永平寺町農業委員会にお問い合わせいただくか、町のホームページをご覧ください。

別表:農地利用最適化推進委員の担当区域と募集人数

区域名	地区名	募集人数
松岡・御陵地区	松岡櫛、松岡室一、松岡室二、松岡松原、松岡観音、松岡上合月、松岡下合月、松岡末政、松岡兼定島、松岡渡新田、松岡領家、松岡樋爪	2人
吉野地区	松岡吉野堺、松岡吉野、松岡小畑、松岡西野中、松岡宮重、松岡湯谷、松岡上吉野	2人
中地区	法寺岡、東古市、高橋、谷口、花谷、光明寺、飯島、轟	1人
南地区	志比、荒谷、市野々、京善、寺本、諏訪問、東諏訪問、山	1人
北地区	鳴鹿、山鹿、下浄法寺、殿村、上浄法寺、岩野、吉波、栃原	2人
上志比地区	吉峰、藤巻、市荒川、中島、竹原、石上、栗住波、清水、大野島、市右工門島、山王、大月、牧福島、浅見、野中、北島	3人



【お問い合わせ先】

永平寺町農業委員会事務局

本庁 東庁舎 2階

農林課内 TEL 61-3947

【令和6年度第1回区長会資料】
令和6年度 永平寺町大燈籠ながしについて

毎年、当行事の運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和5年度は4年ぶりの通常開催で実施しました。令和6年度は北陸新幹線開業の記念すべき年であり、さらに盛り上がるイベントとなるよう、実行委員会等で実施内容を検討しており、開催日については下記のとおり予定しています。各地区には昨年同様、以下の内容でご協力をお願いする予定です。詳細につきましては、追ってお知らせいたしますので、今後とも皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

令和6年度の開催日 令和6年8月24日(土)

●永平寺町大燈籠ながしのご協力依頼について（予定）

1. 燈籠の申し込み

6月中に燈籠の申込書を配布させていただきますので、各地区にてお申込みのとりまとめをお願いいたします。

2. 燈籠の組み立て

今年も数日の期間を設定し、大きな会場で一斉に組み立てを行いたいと考えております。その際、町民の皆様にも組み立てにご協力をいただきたいと思います。

3. 当日のボランティア

当日、イベントのボランティアスタッフを募集したいと考えております。願い燈籠の受付や供養燈籠と一緒に流していただくお手伝い等を検討しております。

【問い合わせ先】

九頭竜フェスティバル実行委員会事務局
(永平寺町商工観光課内)

TEL 0776-61-3921

移住定住施策の周知について

当町では移住定住支援として各種補助金制度を設けており、それらを周知するため、チラシやポスターをご用意しております。

つきましては、各地区での寄合時にチラシを配布していただくことや、集落センターの掲示板などにポスターを掲示していただければと思っておりますので、必要な場合は、えい住支援課までご連絡を賜りますようお願いいたします。

記

1. 周知チラシ別紙のとおり

【担当者】

えい住支援課 伊藤 修平

Tel : 0776-61-3922

永平寺町に定住する人を応援♪

永平寺町に住んで 笑顔になろう!



住みいる定住応援 支援金



住宅取得支援金：新築10万円、中古5万円。対象：住宅を取得し、転入・転居した人
子育て支援金：子ども1人につき10万円。対象：住宅を取得した町外からの転入者

永平寺・上志比 地区定住促進 助成金

住宅用地取得費、住宅取得費を補助(各上限50万円)。対象：永平寺・上志比地区で住宅を新築する個人

木造住宅耐震改修 補助、古民家耐震 改修補助金

耐震改修工事費の一部を補助(住宅：上限120万円、古民家：上限190万円)。対象：昭和56年5月31日以前に着工した耐震改修が必要な木造住宅

多世帯同居の リフォーム支援金

リフォーム費用の1/2(上限60万円)。対象：新たに多世帯同居をする人または多世帯同居の世帯数が1以上増加する人

空き家家賃 支援金

家賃の一部(上限3万円/月)を最大1年間補助。対象：空き家バンク登録物件

空き家適正管理 補助金

空き家管理代行サービスにかかる費用の一部(上限3万6千円/年)を最大3年間補助。対象：空き家バンク登録物件

空き家解体撤去 補助金

解体費用の一部(上限50万円)を補助。対象：老朽または準老朽空き家に認定された物件

空き家解体撤去 補助金(永平寺・ 上志比地区)

「空き家解体撤去補助金」の対象者で、永平寺・上志比地区の空き家を解体後に土地の所有権を移転した場合、50万円を加算

土地活用のための 空き家解体補助金

空き家の解体費用の一部を補助(上限20万円)。対象：解体後2年以内に土地の所有権を移転した人。すべての空き家が対象

空き家家財処分 補助金

空き家の家財処分にかかる費用の一部を補助(上限10万円)。対象：空き家バンク登録物件

子育て世帯など への住まい支援 補助金

空き家購入やリフォームにかかった費用の1/3(上限60万円)。対象：子育て世帯、移住者、新婚夫婦など(空き家バンク登録物件に限る)
※永平寺・上志比地区の場合、40万円を加算

福井の伝統的 民家活用促進 補助金

伝統的民家の外観改修等費用の1/2(上限300万円)。対象：「ふくい伝統的民家」認定の住宅(市荒川・藤巻・中島・竹原・浅見・京善・鳴鹿・栃原・吉峰地区)

結婚新生活支援 補助金



住宅取得費、リフォーム費、住宅賃貸費、引越費用を補助(29歳以下：上限60万円、30歳以上39歳以下：上限30万円)。対象：令和5年3月1日～令和6年3月31日に結婚した夫婦

U29 結婚新生活 支援金

夫婦ともに39歳以下で、かつ一方が29歳以下の世帯に30万円を支援。さらに夫婦一方が25歳以下の場合10万円を加算。対象：令和5年3月1日～令和6年3月31日に結婚した夫婦

永平寺町移住就業 等支援金



福井県外から転入し、就業した人に50万円を支援。子どもがいる世帯は30万円を加算。(R5.4.1以降に永平寺・上志比地区に移住した場合、加算額は100万円)
対象：転入者全員が45歳未満の世帯(中学生以下の子どもがいる場合は年齢制限なし)

U・Iターン 移住就業等 促進支援金

東京圏から転入した世帯・単身で、就業した人を支援(世帯：100万円、単身：60万円)。対象：通算5年以上東京23区に在住、もしくは、東京圏から東京23区内に通勤していた人
※子ども1人につき100万円を加算

細かい条件がありますので、補助金などの申請をお考えの場合は、事前にお問合せください。

補助金などの詳細はこちらから



問合せ 永平寺町えい住支援課

TEL 0776-61-3922

空き家等の情報確認依頼について

当町では空き家等対策の基礎資料とするために、毎年度各地区の区長様を通して、空き家等の現況把握に努めております。

つきましては、過去の確認結果を記載した地図に空き家等、廃屋の現況を追加・修正していただきたいと存じますので、誠に恐縮ではございますが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 調査対象 別紙「情報確認書」のとおり
2. 作業内容 別紙地図内に作業内容に沿って補記してください
3. 報告期限 令和6年4月30日（火）
4. 提出先 えい住支援課または各支所

【担当者】
えい住支援課 酒井 貴広
Tel : 0776-61-3922

宅地造成候補地情報提供のお願い

永平寺町ではこれまで、移住に係る費用の支援や住環境・子育て施策の PR などの施策を継続的に実施し、令和 2 年度には転入超過を果たすことができました。

また、昨年 4 月から移住定住などの施策を一元的に扱う「えい住支援課」を設置し、より一層の事業推進を図っているところです。

つきましては、昨年に引き続き、今後の宅地造成の検討材料として候補地のリストアップを実施したいと考えております。地区内において、宅地造成を実施するにあたり有望と思われる場所がございましたら、具体的な場所、条件についてご相談させていただきたく思いますので、下記の土地要件をご確認いただき、下記まで情報提供いただきますようお願いいたします。

(土地要件)

- 地目：宅地または雑種地
- 面積：概ね 5 区画程度造成できる土地
- 土地形態：町道等の道路に接続した土地、家屋等の建物が無い土地

※土地利用に関する規制については担当課で確認させていただきます。

(担当課)

えい住支援課 (電話：0776-61-3922)

(ご了承をお願いしたいこと)

情報提供いただいた土地については、専門家を交えて調査、確認、相談をさせていただきます。必ず宅地造成を実施するものではありませんので、ご理解をお願いします。

なお、ご提供いただいた情報につきましては、目的以外には使用いたしません。


消火栓器具の点検整備を！

各地区に設置されている消火栓での初期消火に使用する器具が、錆、腐食、劣化等により万一の際、使用できないおそれがあります。各区長、自主防災組織におかれましては、定期的に点検し整備・管理をお願い致します。また点検の際、派遣要請いただければ、地元の消防団員又は消防職員が協力させていただきます。

永平寺町消防本部集落消防施設補助金について

補助対象器具	補助率 (%)
 <p style="text-align: center;">ホース格納箱</p>	<p>消火栓での初期消火に使用する器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ホース格納箱 ●格納箱脚 ●消防用ホース ●管そう ●消火栓ハンドル ●スタンドパイプ (※) <p>※深さ40cm以上が対象</p>
	1 / 2

消防用ホース基準

補助対象器具	補助率 (%)
 <p style="text-align: center;">製造年 (確認場所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新設ホース格納箱用の消防用ホース ●8年以上経過した消防用ホース <p>※明らかな損傷及び水漏れが確認できる場合</p>
	2 / 3
	補助限度額 10万円

《最高補助限度額30万円》

(要望受付)

要望書は区長名で、永平寺町消防本部（消防総務課）又は永平寺町役場防災安全課へ令和6年5月31日までに提出をお願い致します。

【お問合せ先】

永平寺町消防本部 消防総務課
電話：0776-63-0119

区 長 様

永平寺町議会からのお願い

1 「議会と語ろう会」について

議員が各区へ出向き、議会に対し自由なご意見をお聞かせいただくために、「議会と語ろう会」を開催いたします。コロナ禍以前は、年2回（4月・10月ごろ）、それぞれ9地区ずつにお願いして参りました。

令和6年度の計画が決まり次第、対象の区長様にご相談させていただきます。そのうえで、会場の確保や区民の皆さまへの周知等のご協力について、お願いをさせていただきます。

ご理解とご協力をお願いいたします。

2 「議会だより」の発行について

定例会（3月、6月、9月、12月）の翌々月に「議会だより」を発行します。

発行月：2月、5月、8月、11月

例年同様、配布につきましてご協力をお願いいたします。

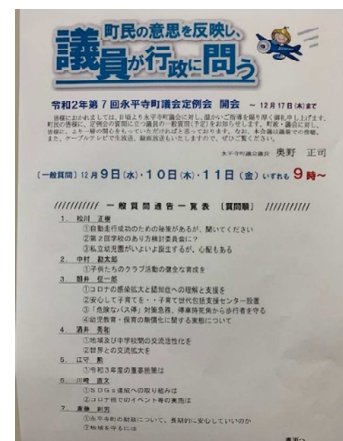


3 「一般質問事項」の配布について

定例会（3月、6月、9月、12月）の「一般質問事項」を配布します。

配布月：3月、6月、9月、12月

例年同様、配布につきましてご協力をお願いいたします。



永平寺町議会（事務局）

〒910-1192 永平寺町松岡春日1-4

TEL. 0776-61-3950 FAX. 0776-61-2434

E-Mail. gikai@town.eiheiji.fukui.jp

社会福祉協議会からのお願い

1. 社会福祉協議会会費（会員募集）について

社会福祉協議会（社協）は町民の皆様からの会費に支えられています。
また、皆様からの貴重な浄財である会費は地域福祉活動や福祉支援などに有効活用させていただいております。
そこで、4月に改めてご依頼をさせていただきますのでご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

2. 機関紙等の配布について

広報誌「ほほえみ」の配布にご協力の程よろしくお願いいたします。
*年6回（奇数月・第3金曜日）

3. 福井県共同募金会永平寺町共同募金委員会からのお願い

◎赤い羽根共同募金、地域歳末たすけあい募金へのご協力について
<赤い羽根共同募金> 10月1日～
<歳末助け合い募金> 12月1日～
上記の期間から全国一斉に募金運動を実施予定です。
そこで、9月に改めてご依頼をさせていただきますのでご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

☆お問い合わせ先☆

永平寺町社会福祉協議会
(永平寺町共同募金委員会)

永平寺町石上 27-41
電話 64-3000